

公益財団法人田附興風会における公的研究費等の運営・管理の責任体系及び職務権限

規程に基づく責任者

| | |
|---|------------------------------|
| 最高管理責任者 | 理事長 |
| 公益財団法人田附興風会公的研究費等取扱規程 第6条 最高管理責任者は、公的研究費等の運営・管理についてこの法人全体を統括するとともに最終責任を負う者とし、理事長をもって充てる。 第9条 最高管理責任者は、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費等の適切な運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。 | |
| 統括管理責任者 | 事務統括部長 |
| 同規程 第7条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、事務統括部長をもって充てる。 | |
| コンプライアンス推進責任者 | 事務統括部長 |
| 同規程 第8条 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、機関内の公的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員に対するコンプライアンス教育の実施と受講状況の管理監督等を責務とする者とし、事務統括部長をもって充てる。 | |
| 経理責任者 | 庶務課長 (庶務課長代理を含む。以下同じ) |
| 同規程 第17条 この法人に経理責任者を置き、研究代表者等から公的研究費等の受領・管理を委任された理事長は、補助条件等に特別の定めのない限り、その経理及び管理に関する事務を当該経理責任者に行わせるものとする。 2 前項の経理責任者は、理事長が指名する。 | |
| 監査員 | 研究者及び事務局員 |
| 同規程 第26条 公的研究費等の適正な管理のため、年1回以上の公正かつ的確な内部監査を実施するものとする。 (第27条 略) 第28条 前2条の監査を行う者(以下「監査員」という。)は、公的研究費等の取扱いに直接関わらない職員から理事長が複数名選定するものとする。 | |

職務権限

| | | |
|---------|--------|--|
| 統括管理責任者 | 事務統括部長 | 公的研究費等の適正な運営・管理の統括 |
| 経理責任者 | 庶務課長 | 公的研究費等の経理及び管理に関する責任者 |
| 経理担当部署 | 庶務課 | 公的研究費等の管理・執行・契約・検収等の実務を担当 |
| 研究代表者等 | 研究者 | 公的研究費等の使用に説明責任を負う 原則として発注の権限を有しない 検収の権限を有しない |